

## 日本女子大学図書館 館内閲覧のご案内

### 1 目的

公共図書館では提供できない高度な学術書や専門書を閲覧することを目的とします。

### 2 利用対象者

次のすべてに該当する方です。

- (1) 文京区に住所を有する女性
- (2) 満18歳以上の社会人（学生、受験生を除く）
- (3) 文京区立図書館の利用登録者

※ 返却期限を超過した未返却文京区立図書館貸出資料がある方は利用できません。

※ 図書館利用カードの有効期限が切れた方は利用できません。

### 3 利用内容

- (1) 大学図書館の資料で調査・研究するために閲覧すること。
- (2) 大学図書館に設置されている複写機を著作権の範囲内で所定の利用方法に基づき利用すること。
- (3) 大学図書館に設置されている OPAC（蔵書検索用 PC）を利用すること。
  - ※ 西生田保存書庫保管資料を図書館に取り寄せて閲覧することができます。
  - ※ 研究室資料の閲覧はできません。
  - ※ 館外貸出、電子資料（オンライン）、レファレンス・サービス、グループ研究室、AV 視聴・対面朗読室の利用はできません。
  - ※ 日本女子大学の学生、教職員の利用を優先します。

### 4 利用期間・利用時間

期間：令和8年4月2日（木）～令和9年3月30日（火）

時間：月曜日～金曜日 8時45分～21時00分

土曜日 8時45分～18時00分

- ※ 授業のない期間等は開館時間が上記と異なります。
- ※ 試験期間（7、1月）は利用をご遠慮いただきます。
- ※ 休館日：日曜日、祝日、本学の記念日、学園祭当日、春・夏・冬季休講中の一定期間、大学入試期間、蔵書点検期間、その他。
- ※ 大学図書館ホームページから開館状況が確認できます。事前にご確認の上ご利用ください。

### 5 所在地

日本女子大学図書館 文京区目白台2-8-1

### 6 利用者の責務

大学図書館は、大学関係者の学術・研究のために設置された施設であり、区民を対象に閲覧が認められたものです。従って、利用する方は大学図書館の利用規程を遵守し、大学図書館に迷惑を及ぼさないよう十分な注意が必要です。

### 7 利用手続き

閲覧を希望する方には、真砂中央図書館で期間中使用できる「閲覧証」を発行します。

#### 【発行手続】

#### (1) 申込方法

区立図書館のカウンターで、申請書を記入のうえ提出して下さい。

（図書館利用カード持参。住所変更された方は住所を確認できる書類も持参。）

#### (2) 申込期間

令和8年3月26日（木）～令和9年3月23日（火）

#### (3) 閲覧証の交付

①区立図書館で申請した場合は、原則、当日に交付します。

②WEBから申請した場合は、受付の2日～4日後に受取を指定した図書館で交付します。